

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の構成団体の変更
及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に岩国市及び岩国地区消防組合を加え、並びに同条第 7 号に規定する事務を共同処理する団体に岩国市を加えること並びにこれに伴い同組規約を以下のとおり変更する。

山口県市町総合事務組規約の一部を改正する規約

第 11 条の 2 第 9 項に次のただし書を加える。

ただし、委員の選任後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。

別表第 1 中「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削る。

別表第 2 の 2 の項中「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削り、同表の 6 の項中「下松市」の次に「、岩国市」を加え、「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削り、「柳井地域広域水道企業団」の次に「、岩国地区消防組合」を加え、同表の 7 の項中「下松市」の次に「、岩国市」を加え、同表の 8 及び 11 の項中「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削る。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

以上のとおり協議を行った。

平成29年3月28日

● ● ● ● ● 長

●

朱印